

第3章 時代背景とファーストインパクト

第1節 宝永という時代背景

(1) 元禄そして宝永

富士山が噴火したのは、宝永4（1707）年11月23日（12月16日）のことである。このころ、人々はどのような政治・経済・社会情勢のもとに身を置き、富士山噴火という天災に遭遇したのだろうか。

宝永という時代（1704～10年）は江戸時代中期、元禄（1688～1703年）に続く時代である。元禄時代といえば、政治秩序は安定し、経済が発展し、都市が発達して、多彩な文化（元禄文化）が花開いた時代である。しかし、一方で幕府の財政は悪化しつつあり、各地で地震や火事など災害が起こり、人々の暮らしを脅かした。そして、続く宝永期には景気は落ち込み、災害は打ち続き、社会不安は増大していた（表3-1）。

表3-1 元禄～宝永期の主な災害

元禄11（1698）年9月	江戸大火
同 12（1699）年秋	諸国暴風雨、凶作
同 15（1702）年秋	東北地方凶作、松前飢饉
同 16（1703）年11月	南関東大地震、沿岸津波、江戸大火
宝永元（1704）年正月	浅間山噴火
同（1704）年7月	諸国洪水、利根川出水
同 4（1707）年10月	南海・東海大地震
同（1707）年11月	富士山噴火
同 5（1708）年3月	京都大火
同（1708）年12月	大坂大火

時の将軍は、5代将軍徳川綱吉である。彼は、延宝8（1680）年に将軍職を継いだ。そのはじめ、天和・貞享期（1681～87年）には、自ら積極的に政治に取り組んだ。前代以来の越後高田藩松平家の御家騒動（「越後騒動」）に決着を付け、堀田正俊を勝手掛り老中に任じ、勘定吟味役を設置して幕領支配の刷新を図り、後世「天和の治」と称された。しかし、貞享元（1684）年、正俊が殺害された後は、側用人の牧野成貞や柳沢吉保を重用し、寺社造営や自身の奢侈な生活、生類憐れみの令、貨幣の改鑄など、当時から世評は芳しくなく（『御当代記』など）、初政と対比して元禄・宝永期（1688～1710年）の政治は弊政と評されてきた。

近年の歴史学においては、政治を善悪でとらえるのではなく、貨幣の改鑄は発展する商品経済への対応策として理にかなっていると評価したり、生類憐れみの令についてもその政策的意図を考察し、その意義を積極的に評価する方向で研究が進展してきたのであるが、実のところ元禄から宝永にかけては政治も経済も行き詰まり、人々の閉塞感がこれまでになく高まっていた時代であったことは間違いない。

(2) 宝永落書

綱吉の治世は、宝永6（1709）年正月、その死により終止符が打たれ、甥の家宣が6代将軍となった（家宣は宝永元年甲府藩主から綱吉の世継ぎとなっていた）。その直後、江戸幕府はじまって以来の大量の落書が作られている（「宝永落書」『江戸時代落書類聚』上巻）。すべて綱吉と重臣たちに向けられたもので、綱吉の政権がどれほど人々の信望を失っていたか、また、新将軍家宣に対する期待感が大きかったかがわかる。その口吻を、『鹿嶋大明神神託』と題する落書からうかがってみよう。

「有^{あり}がたくも、鹿嶋大明神のそのふ、天照大納言御神託で御ざり申^{もうす}ぞ。年々の困窮は、美濃（柳沢吉保）ほこり、荻原（重秀）、稲（稲垣重富）といふ厄神^{しわざ}の仕業で御座ある。先、上の胸中に移、大名小普請手伝の病をはやらせ、夫のみならず押領^{（横領）}の高のぼせんと、砂をふらせて石式両の薬代を出させ、民百姓に運上^{うんじょう}の風を吹せ、借金の淵に沈めんと御座あらざれ共、黄金^{こがね}の光強き事、心に任せんとの道理を思ひ、外道^{げどう}の言付で金銀に銅を病せて、大切レ折小判となし、年々に金銀失せし事数知らず。」

柳沢や荻原ら疫病神が綱吉を惑わし、大名に頻りに御普請御手伝い役を課し、のみならず、富士山噴火後、砂除けのためと称して諸国から石高100石につき金2両の「薬代」、すなわち高役金を徴収して、民百姓を苦しめたと批判している（諸国高役金については、第4章第2章を参照）。金銀の質を落として益金（「出目」）を上げた貨幣改鑄も槍玉に挙げている。そして、人々は家宣の登場を歓迎する。

「有^{ありがたく}難も天照大納言（家宣）、間部大明神（詮房）、松前大菩薩（嘉広）顕れたまひ、先大錢をからめて、蔵へ入れなさって御座ある。諸厄神にはほうでつかい勘定を言付け、閉門休足、犬同然に宿なしに成事^{なる}と御座ある。是からはいよいよ国土安全こまごま成就、借金の病なく、民繁昌と御座あり申す。」

家宣のことを天照大神にかけて「天照大納言」としているのは、世継ぎとしての彼の官位が大納言であったからである。間部は家宣の側用人で、新井白石とともに家宣の政權を支えた人物である。松前は大目付などを経て、代替わりのとき、西丸奥向きの長官である留守居の職にあった。家宣は直ちに生類憐れみの令を廃止し、柳沢吉保を退け、不評の宝永の大錢（銅10文錢）の鑄造を停止して人々の期待にこたえた。

「鶴はとび 亀の甲府の ^{みよ}御代なれば 宝永宝永と 民はよろこぶ」

という狂歌からも、当時の雰囲気伝わってくる。

その後も実際に「民」の「よろこぶ」政治が行われたかどうか。本章第2節・第3節では、富士山噴火とそれへの対応という点から、綱吉政權から家宣政權への変化を検証していく。

(3) 正徳から享保へ

もともと家宣の治世は長くは続かなかった。家宣は正徳2（1712）年にこの世を去り、子の家継が4歳で7代将軍となった。しかし、間部が将軍を補佐し、白石が政策を立案する体制に変化はなかった。白石は、朝鮮通信使の待遇を改めたり、物価騰貴を抑えるため正徳金銀を鑄造したり、長崎貿易で金銀の流出を防ぐため海舶互市新例を制定するなどの政策を推し進めた。この家宣から家継の時代にかけての政治を、後世「正徳の治」と呼んでいる。

幼将軍家継は、享保元（1716）年に死去し、紀州藩主徳川吉宗が8代将軍となり、享保の改革政治が開始される。噴火被災地の復興政策における正徳から享保への変化については、第3章第2節で述べることにしたい。

第2節 幕府・小田原藩の視察と情報収集

(1) 噴火の第一報

宝永4(1707)年11月23日(12月16日)の噴火の際に轟いた鳴動や、後に空を覆う降灰から、江戸の人々たちも、その日のうちにそれらの現象は火山噴火によるものであることが推測できたが、噴火した火山の特定はできずに、浅間山が噴火したのではないだろうかと考えていた(『隆光僧正日記』)。明けて翌24日、いったん降灰が収まったため、ほどなく富士山の噴火であることが判明する。新井白石の日記に、「富士山より赤気たち、南の方より雲たなびくと見ゆ、しからば富士焼けしなるべし」とあるので、遠望できたことがわかる。当然、幕府首脳陣も同様に噴火を認識できたであろう。

時の老中には小田原藩主大久保忠増ただますがおり、西丸若年寄には忠増の実弟松長藩主大久保教寛のりひろがいた。幕閣の構成員であり、自らの領地を駿河国(静岡県)と相模国(神奈川県)に有した2人の心中は、恐らく穏やかではなかったと思う。両藩江戸屋敷が直後に入手し得た領地からの被害状況などの情報については、今のところうかがい知ることができない。前月4日(1707年10月28日)の大地震で、石垣等が崩れた久能山東照宮くのうざんや駿府城すんぶ(静岡県静岡市)の被害状況を気にかけるほかの幕閣の話に肯きつつも、内心は上の空だったに違いない。

24日の暮れときになって、23日の状況を伝える東海道吉原宿(静岡県富士市)の役人問屋・年寄しげくろからの注進状が、江戸の道中奉行安藤重玄・石尾氏信のもとに到着した。噴火報告の公式な第一報といってよい。噴火前日から地震が続いたため、前月の地震で潰れずに傾いていた家屋も、ことごとく倒壊した。23日の午前10時ごろに富士山の鳴動が始まり、噴火音は富士郡中に響き渡り、誰もが肝をつぶし、気を失う者もたくさんいたが、死人は出ていないこと。山中の雪は雪崩のように木立の間を駆け下り、山麓ではその雪煙が4時間ほども立ちこめ、日中ずっと視界不良であったことなどが注進状からうかがい知れる(『基熙公記』など)。駿河国の幕府領代官からはまだ何の連絡もない段階で、この第一報をもとに幕府は早速動き始めることになる。

なお、本来公表されるべきものではないが、この吉原宿からの注進状の写しは、幕藩領主階級のみならず、たちまち市中へも写し継がれ伝播した。

(2) 幕府役人の現地視察

直ちに、「富士の根方焼け・震動・砂灰降り」について、現地視察の役人が派遣されることになった。徒目付市野新八郎・安田藤兵衛・馬場藤左衛門こびとの3人と、小人目付上河利助・安原助八郎・黒田四郎兵衛・野村太兵衛・矢沢竹四郎・中村兵助の6人、計9名である。

砂の降り積もった東海道を西行し、25日の晩には80km以上離れた小田原宿(神奈川県小田原市)まで到着しているので(『小田原市史』史料編近世 I No.271)、一行が江戸を発ったの

は25日の早朝と見られる。第1報の入手から、検使派遣の決定までの比較的素早い対応が見て取れる。当時一般的な徒歩の旅人や大名行列の駕籠^{かご}などでは、東海道を小田原宿まで普通1泊2日の行程であった。宿継ぎの人馬を利用し、一行が急行した様子も判明する。

その後、一行はまだ噴火の続く現地で数日間視察を実施したようであるが、その内容・行程については必ずしも定かではない。一説には、噴火口より3里（約11.7km）ほど手前まで近づいたが、噴石が頭上を襲い、身の危険を感じてそれ以上は近づけなかったという。そこで被災地の住人から、新たな噴火口は広さ3里四方あるという情報を手に入れた（『宝永年間諸覚』）。これらの記録を信じるならば、幕府の役人たちは宝永噴火口の近く、壊滅状況にあった須走村^{すばしり}（静岡県小山町）辺りまで足を運んだと考えることができる。また、被災した村々を巡視に訪れた幕府役人が、大御神村^{おおみか}（同前）の名主六左衛門を呼び出し、被害の状況を問いただしたという記録もあるので（小山町、1998）、恐らく駿河国駿東郡^{すんとう}まで赴いた点は事実としてよいであろう。

このほか、28日の夜、調査に訪れた幕府役人が、夜分に箱根関所を通過しようとしたが、関所警備を担当する小田原藩の番士がいったん差し止めたという記録がある（『箱根御関所日記書抜』下巻）。関所の通関業務には刻限が定められており、夜間は関門を閉鎖することになっていたので、このこと事態は幕府自らが定めたその規則に従っただけのことであるが、この事実から、一行が28日の夜間に箱根関所を無理やり通過し、駿河国へ向かったことがわかる。ということは、それまでの3日間は小田原宿にて、小田原藩の現地役人や東海道を行き来する人々から噴火の情報を入手しようとしたのであろう。10月の地震後に駿府・久能山に派遣されていた幕府役人等からの連絡や報告を待っていたのかもしれない。いまだ噴火が断続的に続く中、闇雲に近づくだけが任務でもなかったろうと思われる。

当時、東海道とは別に、駿河国駿東郡^{さかわ}へは酒匂川に沿って北上するルートが複数あり、矢倉沢往還を中心に、脇往還沿いに矢倉沢（南足柄市）・仙石原（箱根町）・川村・谷ヶ^{やが}（ともに山北町）の4関所（番所）が置かれていた。東海道の箱根関所（箱根町）、熱海道の根府川関所^{あたみ}（小田原市）同様、すべて小田原藩の管轄下にあったが、箱根外輪山の北側にあつて、丹沢山系との間に位置したこれら4関所付近は1m近い降灰があり、噴火後しばらくは人馬の通行が途絶していたはずである。風向き・季節風等の関係で、箱根関所を含む箱根山塊の南部には降灰がほとんど見られず、噴火後に東海道の通行が停滞した記録もない。このため、実質通行の不可能な矢倉沢往還沿いの見分はせずに、通行が確保されていた箱根関所を越えて被災地に向かったのは、必然的な行動であつただろう。

なお、一行は30日の昼には小田原宿まで戻り、その後、昼食をあわただしく江戸へ向けて出立している（『小田原市史』史料編近世I No.271）。駿河国内での調査はかなり足早に、おおよそ1日半の時間でこなしたことになる。もちろん調査を手抜きしたわけではない。駿東郡まで踏査してみて、すぐさま想像を絶する被害状況であることを認識し、一刻も早い江戸（幕府）への報告を企図したためであろう。噴火が収まっていない段階では、更なる被害をきたす可能性も否定できなかつたはずであり、それらの要因が彼らの迅速な行動を促したといえる。

一行たちより一足早く、11月28日の段階で、久能山へ先の地震被害の視察に出た御普請奉行水野権十郎ら幕府役人たちが帰府し復命しているの、同日ごろには、幕府にも富士山噴火の正確な情報が入り始めていたものと思われる。

(3) 小田原藩の初動調査

金時山や箱根の山々に隔てられ、小田原城や城下町からは直接富士山を望むことはできない。しかし、城下から数km離れた曾我丘陵からは富士山が遠望できるし、何より、前日よりの頻繁な地震、それに噴火の際の大音響と地響き・雷鳴によって、事の重大さは誰にでも認識できた。

小田原藩士が警備・通関業務を担当する箱根関所からは、芦ノ湖越えに富士山が望める。番士の記録によれば、23日の「申の刻（午後4時）」ごろの噴火では、「黒煙」、「火の手」が関所からもはっきりと確認でき、夜になって「黒き砂」が少し降ったという（『箱根御関所日記書抜』上巻）。恐らく、そうした情報は、城下の小田原藩の役人へもすぐさま知らされたはずである。その日のうちに、小田原から番頭畔柳門兵衛配下の組足軽茨城十五右衛門が、箱根へ検分のため派遣されている。これは、噴火の事実を知った上で、幕府から預かっている大事な箱根関所や箱根宿に、噴火被害が及んでいないかどうかの確認のためであった。箱根山中の小田原藩領村における降灰・被害状況を確認するためのものではない。ただし、箱根関所以外の関所や番所にも小田原藩士が詰めていたのであるから、恐らく同様に、村継ぎ人足を利用して城下へ刻々と情報が送られたものと考えられる。

一方、25日ころ沿岸部の村々に津波襲来の噂が立った。津波被害を恐れた者の中には、食料を山の中に運ぶ者もあったというが、すぐさま小田原藩は、「沖合に津波が見えたならば、狼煙をあげ、大筒を打ち鳴らして知らせるので安心しなさい」とパニックの沈静化を図っている（『小田原市史』史料編近世 I No.270）。もちろん小田原藩は、噴火が続く12月8日まで、漫然と手をこまねいていたわけではない。当然、情報収集については、江戸からも催促があったであろうから、噴火の鎮まる以前に行動を起こしている。

さて、ここで小田原藩の当時の行政組織について簡単に触れておこう。小田原藩大久保氏は石高でいうと11万3,129石余の領地を領有しており、そのうち相模国足柄上郡・同下郡153か村（4万8,144石余、城付領）と駿河国駿東郡70か村（1万2,317石余、御厨領と通称）とを合わせた領村（地方）を一括支配していた。地方御用の総括者は、郡奉行（郡代とも呼ばれた）で久保田丈右衛門・杉山小右衛門ら4名がおり、その配下に代官がいた。代官は、筋ごとに2名ずつ就任していたことがわかっている。この筋というのは、城付領の村々を東・中・西の3筋に分けた行政上の管轄区域に相当する。

甚大な被害を被った御厨領を別にすれば、城付領で降灰被害が大きかったのは、中筋である。おおよそ酒匂川・同支流川音川以西の村々で、丹沢山系も含まれていた。中筋代官大西角野右衛門が、川村山北（山北町）まで最初に出向いたのは、まだ噴火が続く12月6日のことであった。2日前に先触れを出して、事前に近隣村それぞれから、名主1名・組頭1名ずつを6日昼に川

村山北の名主宅まで出頭するように命じていた（『山北町史』史料編近世No.193）。6日に大西へ提出した注進状では、皆瀬川村が降灰によって潰れた家屋数を報告している（同前No.194）、噴火が継続する中での一次被害状況の把握が、代官視察の目的であったと思われる。ただし、代官が「山家筋（川村地域）」だけを検分に来たとは思えないので、その途中の村々にも立ち寄った可能性が高い。なお、6日に「震動」があったため、大西は様子をうかがい、山北に1泊している（同前No.195）。また、青木仁右衛門という中筋担当の代官がもう1人いながら、大西と行動をともにしていないということは、青木は大西とは別の村を視察に赴いていたと考えられる。

この代官による初動調査は、死亡者数や損壊家屋数など一次被害の把握に主眼を置いており、被災者の緊急救助・救済等を目的とはしていなかった。それも、経験のない富士山噴火の継続中においては、致し方のないことであつたらう。また、そうした裁量権が、小田原藩の代官レベル（おおよそ課長クラス）になかったことも加味して考える必要がある。領内の仕置き（支配）に関する決定権は、すべからく江戸の藩主にあつた。藩主の留守を預かる家老など重臣として、その裁量権には限度があり、全領内を対象とする対応・施策には藩主による許認可が必要であつた。しかし、川村地域では積もった降灰が2～3尺（約60～90cm）に及び、そうしている間にも被災民の苦難が進行していた。

(4) 小田原藩江戸詰役人の視察

被害状況をいち早く、より詳しく知りたいと思っていたのは、幕府の老中でもあつた小田原藩主大久保忠増ではなかつたらうか。代官らによる初動調査の結果報告も、12月8日ごろには江戸に届いたものと思われる。折り返し、江戸詰役人を代表して柳田九右衛門が小田原へ派遣されることになった。

最後の噴火・降灰は、12月8日未明であるが、それが噴火の終焉であつたことを確認するには、更に何日かの日数を要したはずである。藩主や江戸屋敷首脳陣の意向を受けて小田原に派遣された柳田の任務は、更なる情報収集であり、現場へ赴き、その結果を江戸へ報告することにあつた。もう一つの任務は、藩主の認め^{したた}た書き付けを領民に申し聞かせ、動揺した民心の沈静を図り、被災した田畑の再開を推し進めるよう諭すことであつた。

10日に小田原へ到着した柳田は、早速翌11日の中筋（甲州道沿い）を皮切りに、領内村視察に出向いた。11日の昼には、塚原村（南足柄市）に近隣9か村の村役人を集め、「殿様の御意（藩主の方針）」を申し聞かせ、2時間後には同じく^{かのいっしき}苧野一色村（南足柄市）で、13か村の村役人を前に御意の通達を繰り返している（『小田原市史』史料編近世 I No.272）。この日は、川村山北まで足をのばしたものと思われる。

さて、肝心の「御意」であるが、藩主自身も四六時中小田原のことを心にかけて、心配していること。住むところを失った者は暫時領内他村に小屋掛けしたり、城下へ引っ越しても構わないこと。困っている者があれば、代理で派遣する柳田に申し出るように。元禄16（1703）年の

地震後続いている作柄不良で、「御百姓おひやくしやうの困窮」している状況も耳に入っており、今回の被災についてはまことに気の毒に思っている、といった内容であった（『小田原市史』史料編近世 I No.277）。このように、被災民に対して領主の「大御慈悲おおおじひ」、「御憐愍ごれんびん」の情を示したもので、特に具体的な救助・救済の方策は示されていない。

この江戸詰役人柳田の視察直後、噴火・降灰の収まった被災地へ再び足を運んだ中筋代官たちは、1村ごとに「石砂見分帳けんぶん」を仕立てて、19・20日ころまでに柳田らへ宛てて提出するよう命じたようである。いくつかの村に、このときの帳面の控えが残っている（同前No.273～275）。帳面には、田畑の被災面積と降り積もった降灰の量、及びその降灰を除去するに必要な労働力について、具体的な数値が試算し書き上げてあった（第3章第3節を参照）。現場を既に視察済みの代官としては、被災民たちが望む生産活動＝復興へ向けての救済・救助として何が一番必要なのか、それを具体的な数値をもって柳田に示すことにより、江戸の藩主の裁可を引き出そうと意図したのであろう。農産物の再生産を1日でも早く達成するためには何が必要なのか、それは藩主の意向にも沿う帳面であったはずである。

ところが、被災村より出された帳面の数値は、どの村も目もくらむような途方もない数値ばかりであった。それは、被災民の自力による迅速な復興が不可能に近いことを示す悲痛な叫びでもあった。次々届けられる帳面を見た柳田も事の重大さに気づいたようである。「砂掃き（降灰の取り除け）」は「御百姓の自力」にて行うようにと、帳面を見てから改めて指示を出している（『小田原市史』史料編近世 I No.277）。帳面の数値は、どれも救済策を立て得るような生易しいものではなかった。それよりも、そのままこれらの帳面を江戸へ持ち帰っては職務怠慢として責任を取らされかねない。そこで、被災村に自力救済を申し諭すよう方針を切り替えたのである。

コラム 江戸で風邪が流行る

「常憲院殿御実紀」を見ると、噴火のあった翌月、つまり宝永4年12月は「このほど、世の人、咳嗽を患わずということなし」とある。風邪が流行り、世の人みんなが咳き込んでいたというのである。

噴火から5日目、11月28日に護持院の僧隆光が、月次の御礼（将軍綱吉への挨拶）のため江戸城に出仕したところ、本来その場にいるはずの「大納言様（綱吉養子の家宣）」が「御風気」でいないばかりか、御三家の徳川吉通（尾張家）・徳川綱条（水戸家）をはじめ大名60人ほどが「風気」で欠席していた（『隆光僧正日記』）。この点は、当時家宣の儒臣であった新井白石の日記からも判明する。噴火のあった11月23日、同25日、26日と進講があり、29日にも進講のため登城するように通達を受けていたため、教材とする予定の四書五経や行幸巻物などを携え出向いたところ、家宣が「御風気」につきキャンセルとなり、その後、12月17日まで休講となっている（『新井白石日記』）。

12月3日には将軍綱吉も「少し御風気」のため、予定していた御能も中止となった。隆光のほかにも、御相伴に預かるつもりで待っていた12～13名の僧や大名の中には、「風気」のところ無理を押して出てきて者もいたという。御能拝見は6日に延期となったが、結局6日の御能も流れている。

風邪の流行は、佐賀藩支藩の鹿島藩の江戸公用日記からもうかがえる。11月30日若年寄加藤明英、12月1日には本藩の鍋島吉茂、翌2日には連枝の小城藩主鍋島元武・蓮池藩主鍋島直之がそれぞれ「風気」であるというので、その都度各屋敷に家中の者が見舞いのため派遣されている。さらに、12月4日には西南の風が吹き、「砂降り、目・口も開き申さず」（『鹿島藩日記』）、同7日には「風強く、富士の降り砂吹き立ち、東西見えず」という状況になった（『隆光僧正日記』）。

風邪自体は、噴火以前より少し流行っていたようであるが、江戸に降り注いだ細かな火山灰は乾いた風に舞い、喉を患う者を増やしたものと考えられる。『宝永年間諸覚』には、この流行り風邪を詠んだ「これやこの行くも帰るも 風邪ひきて 知るもしらぬも 大方は咳」という狂歌が載せられている。

ところで、降灰と天候の関係はどのようであったろうか。江戸での降灰は、当然富士山の噴火（第2章第2節参照）と連動したものであったが、記録によって多少バラツキがある。いくつかの記録から、おおよその江戸での降灰日を確認すると、噴火の始まった11月23日、同25～27日、同30日、12月2～4日、となる。この間、降灰が始まってから後、11月29日夜間～30日朝に小雨が降るまでは、噴煙による曇り空が続いている。つまり、最初の1週間は降灰まみれで、30日・1日と小休止したと思う間もなく2日から降灰が再開し、4日からは強風で視界は

最悪の状況を呈したことになる。噴火が終息した後、12月9日夜半～10日に雪が1尺（約30cm）ほど積もった。江戸の住民たちは、この雪によってようやく火山灰の苦しみから解放されたものと推測できる。

花粉やウィルスすら通さない不織布製のマスクが安価に手に入る現代から見ても、噴火による火山灰が遠く離れた江戸の住民の健康に与えた影響を想像できる。現代社会においても、予期せず細かな火山灰や粉塵・埃が風に舞った場合、アレルギー体質の者やコンタクトレンズを使用する者は戸外での行動力が奪われてしまうに違いない。

第3節 「砂降り」被害

1 須走

(1) 噴火そして大火

噴火の直接的被害が最も大きかったのは、富士山東麓の須走村（静岡県小山町）であった。この村は、駿河国（静岡県）と甲斐国（山梨県）の国境に位置する要地で、甲斐の谷村（山梨県都留市）から籠坂峠を越えて駿府（静岡県静岡市）へと通じる道は、幕府諸役人の往来も多く、富士参詣者の東側の登山口としても賑わっていた。

村の西方に浅間社（現須走浅間神社）が鎮座し、そこに至る道は緩やかな登りのスロープで両側に家々が連なり、一般の村とは異なる様相を呈していた。掲げたベアトの写真（写真3-1）は幕末～明治初年のものだが、噴火当時も、そして今も町並みは基本的に変わっていない。

須走村の当時の人口は400人ほど、耕地は畑だけで、人々の暮らしは馬を使った交通労働や富士参詣者の宿泊代、山頂の火口に投げ入れる賽銭などで成り立っていた。

噴火はこの村を直撃した。甲斐国吉田（山梨県富士吉田市）の御師が書いたとされる史料（「滝口文書」）によると、11月10日ごろから富士山麓一帯が1日に3～4回鳴動し、噴火前夜（22日）の地震は30回を数えた。23日朝六つ時（午前6時ごろ）に大きな地震があり、五つ（午前8時ごろ）にも大地震があった。そのうちに富士山の中腹、砂山と樹木の境目辺りから噴煙が渦巻き状に立ちのぼり、雷のような轟音が響き渡った。激しい振動によって、人々は家の中にいられなくなった。夜に入ると噴煙は火炎となり、鞠のような白い物や火の玉が天を突き抜けるかと思うほど噴き上がり、昼間のように輝いた。吹き出る煙は東方に流れ、雲の中で雷鳴が轟き、稲妻が走った。降ってくる石は内に火気を含み、落ちると火炎が上がった。

23日昼七つ（午後4時ごろ）、須走浅間社の神主小野大和守やまどのかみの家に火の玉が落下した。同家は焼け落ち、須走の人々は、降り注ぐ石を避けて立ち退くほかなかった。夜九つ（午前0時ごろ）にも民家の屋根に焼け石が落ち、その火が燃え広がって大火となった。



写真3-1 幕末の須走村〔ベアト撮影〕（横浜開港史料館所蔵）

噴火当時の須走の町並みを「須走村家並書上げ」（『小山町史』2 No.463）等によって再現してみたのが図3-1である。

焼失した家と潰れた家の別を示したが、火事は北西の風に乗って、北側の家並みから南側の家並みへと延焼したことがわかる。また、小野大和守家は隣家からの類焼でなく、単独で焼けたことが裏付けられる。焼失した家は37戸を数え、焼失を免れた39戸（寺を含む）も、度々の地震や噴出物の重みで倒壊した。

(2) ゴーストタウンと化す

砂降りはその後も続いたが、27日の夜から少なくなった。23日から27日までに須走に降った石砂は、1丈3尺余（約3m90cm）とも、1丈2尺（約3m60cm）ともいう。また、噴火から9年目の正徳5（1715）年、幕府代官伊奈半左衛門忠達^{ただみち}の家臣が、被災地の開発状況を調査しているが、そのときしたためられた『駿州駿東郡村々開発高亥積砂寸尺覚』（室伏覚氏所蔵）では、砂の深さを9尺（約2m70cm）としている。もっとも、この文書に記載された各村の積砂量の数値は、「ならし」（平均値）で、御救い米金を支給する際の基準値であったと思われる。いずれにしても、須走がすっぽり石や砂に埋もれてしまったのは確かで、11月28日、須走村に足を踏み入れた幕府の見分使はその様子を、次のように伝えている（『伊能景利日記』伊能淳氏所蔵）。

「須走村へまかり越し、様子見分つかまつり候ところ、この所には富士浅間社これ有り候、只今焼き立ち候所より道法四、五里もこれ有るべきの由申し候。浅間の社、屋根まで焼石にて降り埋み申し候。また、焼け残り候人家、軒際まで降り埋み申し候。人はみな立ち退き、居申さず候。降り積もり候は大方八、九尺、又は一丈余り積もり申し候様にあい見へ申し候」

噴火口から4～5里（約15.7～19.6km）のところにある浅間社は屋根まで、民家も軒端まで砂で埋まり、人は誰もおらず、石砂の深さは8～9尺から1丈余りとある。

「今もって細かなる焼け石、又は大きも交じり、降り申し候。拙者共まかり越し候節は、浅間社半道程これ有る所より焼け石大小ともに降り申し候、林の木葉は透きとこれ無く、木も焼けあい見え申し候。谷川もすきと降り埋み申し候。それ故近在の井の水、払底候由申し候」

噴火はまだ続いており、草木も焼け、谷川も砂で埋まり、井水も払底していた。各地の人々が往来し、活気に満ちていた須走は、人っ子一人いないゴーストタウンと化してしまっていたのである。

(3) 死傷者の記録

このように壊滅状態となった須走村であったが、多くの死者や怪我人が出たとする記録は見当たらない。わずかに、富士本宮浅間神社社僧乗蓮院の隠居飽休庵が記した「大地震富士山焼出之事」（伴野京治『宝永噴火と北駿の文書』所収）に、

「すんとう みくりや こと駿東御厨、殊に須走辺は二十三日夜半より砂降り、あるいは石降り、または大石など降り、人馬損しけり」

とあるのを見るに過ぎない。岩石などにあたって負傷した人はいたに違いないが、人的被害が少なかったことは確かであろう。これは火砕流や溶岩流が村里に押し寄せるなどということがなく、また、冬季で富士への登山者がいなかったことが幸いしたといえよう。

(4) 噴火後

砂降りが止んだのは12月8日の朝ともいい、同夜五つ半（午後9時ごろ）に最後の大きな振動があつてからともいう。噴火口から立ちのぼっていた白煙は、9日朝には全く見えなくなった。難を避けて他所にいた人々が戻ってきて、変わり果てた村の姿を眼前にしたとき、どんな思いがしたであろうか。人々の本当の苦しみは噴火が収まってから始まり、それは長く続くことになった。

石砂の被害は須走村だけではない。周辺の村々も同様であった。駿河国駿東郡（御厨領と呼ばれた）の村々のうち、特に深い砂に覆われた村は、須走村のほか、しばんた柴怒田村7尺（約2.1m）、おおみか大御神村5尺5寸（約1 m65cm）、たながしら棚頭村4尺7寸（約1 m41cm）、ひとすぎ中日向村・中畑村・仁杉村・みどの水土野新田は4尺5寸（約1 m35cm）、用沢村4尺4寸（約1 m32cm）といったところ（いずれもなら均し）で、復旧の目途は立たなかった（『駿州駿東郡村々開発高亥積砂寸尺覚』室伏覚氏所蔵）。

作物の被害はいうまでもない。二毛作で作っていた麦作は全滅した。麦は、火山灰数cmで被害が出るといわれる。田畑・用水は砂に埋もれ、翌年春の稲の作付けも不可能となった。薪や炭などの燃料や、まぐさ秣の供給源である野山も深い砂に覆われ、村人たちの生活・生産基盤は噴火により大きく破壊されてしまった。

2 山北

(1) 田畑野山一面の砂場になり

神奈川県足柄上郡山北町は、神奈川県すんとうの西北に位置し、北西は静岡県駿東郡小山町と接する。町域の広さは横浜市に次ぐ規模で、その大部分は丹沢山地が占めている。町域の西側を酒匂川さかわが流れており、対岸は南足柄市・開成町である。また、町域の南・東側は松田町に接している。江戸時代、山北町域には川村向原・川村岸・川村山北（以上、川村3か村）・皆瀬川・都夫良野・湯触ゆふれ・川西・山市場・神縄やがよづく・谷ヶくろくら・世附・中川・玄倉・平山の14か村が存在した。村の規模をあらわす石高でいえば、高いのは川村山北の500石余、低いのは都夫良野村の30石余であり、多くの村々は山の中に存在していた。また、江戸時代を通じて基本的には小田原藩領に属した。

既に元禄16（1703）年に起きた大地震では、例えば皆瀬川村の場合、58軒の家が潰れたとの被害届が作成されている（『山北町史』史料編近世No.181）。同村は、貞享3（1686）年の時点での戸数が58軒であったから（同前No.3）、その後における戸数の多少の増加を考慮しても、地震によって壊滅的な被害を被ったことがわかる。恐らく、ほかの村も同様であったろう（コラム「元禄地震の被害状況」を参照）。そして、その後の復旧もままならない4年後、宝永4（1707）年に富士山の噴火を迎える。

川村山北なぬしの名主理左衛門は、富士山噴火後における小田原藩領の村々の動向と藩の対応をめぐる状況を記録にとどめており（『山北町史』史料編近世No.200）、その書き出しで、

「震動響きすさまじく、地をくつがえすほど、雷の鳴る事おびただしく、日は晴れ夜の星の光のごとく、人は申すにおよばず、牛馬・諸鳥しょうるい・生類の分たちまち一命すたるかと肝を消し候」

と、その状況を描写している。その直後に砂降りが始まるが、同記録によれば足柄上郡なかやまがの中山家通り（皆瀬川村・都夫良野村・湯触村・山市場村・神縄村・川西村の6か村）では3～4尺から2尺7～8寸（約1 m20cm～81cm）、現町域の中心部にあたる川村山北では1尺9寸から2尺1～2寸（約66～57cm）であり、名主はそうした状況を「田畑野山一面の砂場になり、難儀している」と述べている。こうして降り積もった石砂は、やがて山々の傾斜面から雨が降るたびに谷筋に崩れ落ちていき、河内川や皆瀬川などを経て酒匂川へ大量に流れ込んでいった。これが、その後の二次災害を引き起こす原因となった（第5章第1節を参照）。

(2) 潰れ家と道路の閉鎖

噴火は12月8日まで続くが、小田原藩では藩領の村々の状況がどのようなものを把握し、何らかの対応に努めなければならなかった。そこで早速、代官の大西角野右衛門が同月8日に川村山北に派遣され、同地域の各村から名主・組頭を集めて被害状況の確認が行われることになった(『山北町史』史料編近世No.193)。皆瀬川村の名主市右衛門もそこに出向いていったが、その際に提出した被害届によれば、「先月の23日より現在まで砂がかなり降ったので、当村では家が潰れる有り様で難儀」と述べ、以下、小百姓の家が7軒、無田(水呑百姓)の家が5軒、あわせて12軒が潰れていると報告している(同前No.194)。

川村山北の名主理左衛門の表現した「田畑野山一面の砂場になり」という状況が、石砂に埋め尽くされた光景を簡潔に物語っている。潰れ家とともに、石砂に埋もれた家もまた多かたに違いない。皆瀬川村には、本村のほかに市間・湯ヶ沢・高杉・人遠・八丁といった枝村があり、噴火の翌年閏正月、市間・高杉の6軒の百姓が御林跡地の石懸ヶ山への屋敷地移転を願っているのも(同前No.218)、住居が石砂に埋まってしまったことによるものであろう。

さらに、石砂によって山間の交通路が遮断され、すぐさま住民の生活に影響を与えた。山間に点在する皆瀬川の各枝村では田畑が少なく、現金収入を得るため、以前より炭焼きが行われていた。これらの炭は皆瀬川村本村へ廻し、川村関所において通行税(十分の一税)を払って川村山北の集積場まで運送されていた。しかし、噴火によって、川村関所を経由して川村山北へ抜けるルートの通行が困難になったため、噴火間もない宝永4年12月11日、皆瀬川村は、関所を通さずに各枝村から直接川村山北へ炭を運送してもよいか、小田原藩の代官へ願い出ている(同前No.197)。道路を覆う石砂や橋の崩壊などによる交通への障害もまた、山間住民の生活に多大なる不便をもたらした。

同様、谷ヶ村も石砂によって近隣村までの道路が埋まり、平山村までの1里5町40間、枝村の畑・三つ屋までの1里、川西村境までの15町、御厨の小山村境までの32町40間、合計3里17町20間(約13.5km)について、既に小田原藩へ願い出て工事に着手される予定であったが、被災村の幕府領編入によって着工が遅れていた。宝永5(1708)年2月には、このまま道路がふさがり、馬が通れないようでは生活が成り立たないと、早期着工を願い出ている(『小田原市史』史料編近世ⅡNo.288)。

(3) 関所の破損

山北地域には、川村と谷ケの2か所に関所があった。箱根関所とは異なる、いわゆる東海道の脇関所である。両関所も富士山噴火により被害を受けている。川村関所では、関所破りを防止するために、御要害地区に張りめぐらされた柵木が石砂によって破損したため、宝永5(1708)年3月、その結い替え(修復)について、幕府代官伊奈半左衛門の手代永田茂右衛門から「急御用」の廻状で、松田庶子・川村向原・川村山北・湯触・都夫良野・山市場・神縄・世附の各村へ命じられた(『山北町史』史料編近世No.221)。これら諸村は、日ごろ川村関所の修理等を分担していた関所掛り村である。既に、正月段階で川村関所番より結い替えについて、補修材料持参での人足提出が掛り村に通告されていたのであるが、幕領編入後、延び延びになっており、ようやく代官所から修理の催促がなされたわけである。

関所の機能には、交通の統制や治安維持の目的があったため、その修復は幕府にとっても急務であったが、山間部の関所掛り村々の被害も大きく、実際の修復作業は遅れざるをえなかった。

川村関所番人の居宅の屋根修理についても、宝永5(1708)年6月になって、掛り村へ代官所から修復命令が出されている(同前No.223)。村々に対して、「必ずつとめること、もし遅れた場合には、村の罪になる」と厳しく通告しているが、被災民たちの腰は重く、柵木や番所・番人居宅の修復は、7月以降まで着手されなかった(第4章第3節2を参照)。

3 小田原

(1) 屋中^{ともしび}灯を用いる

噴火後4か月ほど経って、小船村^{おぶね}（神奈川県小田原市）の名主、孫左衛門が噴火時のことを思い出し、記録にとどめている（『小田原市史』史料編近世No.270）。

噴火前日の宝永4（1707）年11月22日（12月15日）の夜に小さな地震があり、23日の朝8時ごろから10時過ぎまでしきりに鳴り物（鳴動）が続き、どの家でも戸や障子がガタガタと鳴るため、大地震の予兆^{かたず}と思って固唾を飲んで構えていると、11時ごろから雷鳴が何度も聞こえてきた。直後、突然ばらばらと空から降るものがあり、霰^{あられ}かと思って出て見ると、黒石交じりの軽石で、見る見るうちに辺り一面へ降り積もっていくのであった。1尺（約30cm）四方^{ます}の升を出して置いてみたところ、午後2時までの間に1升^{しゅう}3～4合^{ごう}の「砂」が升到にたまった。その後、いったん砂降りは止んだものの、雷鳴・稲光はなおも収まらず、夜8時過ぎから再び砂が降り始めた。

翌24日は、朝から一日中さながら大雨のごとく砂が降りしきり、雷鳴・雷電も止むことがなかった。砂煙のため太陽は拝めず、地上は闇夜のごとく暗く、昼だというのに灯を点けなければならなかったという。25日、26日も、24日ほどの量ではなかったが砂が降り続き、雷鳴も何度も聞こえた。27日には再度大量の砂が降り、地震もあった。そうした状況は28日も変わらず、29日になってようやく雷鳴・降灰も減り始め、完全に終息したのは、15日後の12月8日のことである。

その間、毎日黒雲（噴煙）は決まって富士山から真東へ帯状に連なり見えた。黒雲の下にのみ砂が降ったわけで、当然、箱根山より南西には全く降らなかったという。

なお、降った砂の色にちなみ、巷間では「武蔵坊弁慶色の砂降りて、皆世の人は苦勞判官^{（九郎）ほうがん}」という落首が詠まれた。

(2) 50^{もんめ}匁の石が降る

篠窪村^{しのくぼ}（神奈川県大井町）の名主も、噴火時に慌てふためいた様子を記録している（『小田原市史』史料編近世No.271）。

11月23日午前10時ごろ、突然空が西の方からかき曇り、地震とともに地鳴りが押し寄せてきた。老若男女肝をつぶし、腰が抜けて地にひれ伏すばかりで、気を失う者もあったという。午後2時ごろから、パラパラと石・砂が降り始めた。降ってくる石の重さは、「二、三分^{ふん}」（約1g）から「三、四匁」（約15g）ほどで、中には「五十^{もんめ}目」（187.5g）くらいのものもあった。夕方からは一層強く振り出した。

12月9日（1708年1月1日）まで昼夜の区別なく砂は降り続け、その間、外にも出られず、家の中に閉じこもり、やはり昼でも灯を点けて食事をしなければならなかった。もちろん、隣家へ足を運ぶことすらままならなかった。噴火の収まった12月9日には、一面に1尺5、6寸（約45～48cm）ほどの砂が降り積もっていたという。

(3) 石砂見分帳

12月19日ごろ、被災村が小田原藩に提出した砂除け人足見積書（「石砂見分帳」）を見てみよう。砂の深さが5寸5分（約16.5cm）と、比較的降灰の少なかった東筋の永塚村（神奈川県小田原市）で見積もられた人足数をまとめると下記の表3-2となる。

表3-2 永塚村の降灰除去に必要な労働力

	田	畑	合 計
石 高	288.629石	103.444石	392.073石
反別(面積)	22町8反6畝17歩	17町 7畝25歩	39町9反4畝12歩
溝代・川欠引	1反7畝18歩	9畝22歩	
砂置き場(5%)	3町4反 10歩	2町5反4畝21歩	5町9反5畝1歩
砂除け対象地	19町2反8畝19歩	14町4反3畝12歩	33町7反2畝1歩
降 灰	深さ5寸5分		
砂坪(砂量)	5,303.7坪	3,969.4坪	9,273.1坪
掛り人足	砂坪1坪に14人	砂坪1坪に13人	
必要人足数	7万4,252人	5万1,602人	12万5,854人
家数・人数	35軒・265人		

出典：『小田原市史』史料編近世I No.30・273より作成

村内に適当なスペースのない永塚村では、田畑面積の5%を砂置き場に割く計算で、除けなければならぬ砂の量（砂坪）が9万9,273.1坪（約59万6,800^{すなつぽ}）、その砂の除去に必要な人足数（労働力）が12万5,854人と見積もられている。265人の村民、老若男女すべてが砂除けのみに没頭して475日かかる数値である。

ちなみに、砂が1尺2寸（約36cm）積もった西筋の関本村（神奈川県南足柄市）で同様の計算をしてみると、386人の村民だけで砂除け（必要人足数23万921人）した場合、598日かかることになる（『小田原市史』史料編近世No.275、『南足柄市史』第2巻No.198）。どこからどのように手を付けてよいものか、村人たちの自力による対応は先の見えないものであったに違いない。

第4節 被災者の訴願行動

(1) 足柄104か村で願書提出

宝永4（1707）年の作柄は、「虫付」と2度の「風損（台風）」のため、平年以下であった。ようやく年貢米を半分ほど納めたところで、砂降りである。秋に仕付けたばかり畑の麦も降灰に埋まり、全滅である。奉公稼ぎや出稼ぎ・駄賃稼ぎでどうにかしのごうとしていたくらいであるから、年越しの食い扶持すらままならない状況であった。

年も押し迫り、江戸から視察にやってきた小田原藩の御用人柳田九右衛門が、12月28日には小田原を発ち江戸へ報告に戻るといふ情報を得た村々の対応は早かった。相模国足柄上・下郡の小田原藩領104か村から名主や組頭たちが、牛島村（神奈川県開成町）に集まり、食料不足の中での「自力」、「砂掃き」は無理であるので、どうか「御救い」をお願いしますという内容の訴状を作成し、翌27日に柳田の元へ提出した。それでも先行きが心配な村人たちは、28日荻窪村寺町（小田原市）の観音堂に寄り合い、年明け早々の正月3日、中之名村（開成町）で再び「郡中寄合（集会）」を開くことを約束し合った（『山北町史』史料編近世No.200）。

こうした領民の動向は、城付領である足柄上・下郡に限られており、最も深刻な被害を受けた駿河国御厨領（静岡県御殿場市・小山町・裾野市）では、この時期目立った運動は展開されていない。行動を起こしたくても、起こせなかったといった方が適当かもしれない。まず、食料や飲み水にさえ事欠き、働ける者はほとんど当座の食い扶持を求め村から出払っており、家に残されたのは飢えに苦しむ病人・老人・子どものみであった。また、御厨領は小田原藩領だけではなく、小田原藩の分家である松永藩領（藩主は幕府若年寄大久保教寛）や旗本稲葉正辰の知行地が錯綜しており、領主側の対応に差があって、村人たちの足並みも揃わなかった。一方、領主側も御厨領は「亡所」もやむなしと見なしていたようである。

(2) 幕府への訴願取り次ぎ要求

さて、明けて宝永5（1708）年正月3日、のんびり江戸の殿様（大久保忠増）の返事を待つてはいられない足柄上・下郡各村の名主ら村役人たちが中之名村に集結し、3筋の総代を中心に話し合いがもたれた。

このとき、領民たちの要望は2点であった。①村人たちの食い扶持となるはずであった「麦作」が「退転（全滅）」したので、殿様（藩主）に御救いの「夫食（食料）」を出してほしい。それと、②田畑砂掃きは、「領分広大」で「百姓ども身に余」るので、江戸へ出て直接「大御公儀様（幕府）」へ訴え出たい。この2点を注進状にしたため、翌4日、104か村の村役人ら全員が小田原城下へ出て、藩の御用人大津善左衛門へ差し出した。いったん注進状を受け取った大津は、国元の小田原でも対応を図っている最中なので、6日まで待つよう領民を諭した（『山北町史』史料編近世No.200）。

7日、村役人たちは、今すぐにでも江戸へ出立できる旅支度をして、城下の^{じかた}地方役所前に集合した。彼らの見守る中、大津の説明が始まった。しかし、その内容は「江戸表の指示を仰ぐべく、正月2日に伊藤文内、同5日に広仲伊右衛門と御用人2名を江戸屋敷へ派遣している。彼らが^{ぎょい}殿様の御意を拝命して小田原へ戻る予定の10日まで、今しばらく差し控えておれ。」というものであった。

(3) 江戸出訴

村役人たちは、とりあえず大津の命令に従ったのであったが、この返答を伝え聞いたそのほかの領民たちは我慢しきれなかった。7日の夜から8日の朝にかけて、^{みの}蓑・笠を身にまとった人々が続々と城下に集まり始め、あてがあるわけでもないまま東海道を江戸へ向けて歩み始めたのである。この蓑笠姿はいわゆる旅装束ではない。農民が粗末な蓑笠のみで集団行動を起こす場合は、すべからず非常事態であることを可視的に表現しており、百姓一揆の時などによく見られる姿である。つまり、それくらいの覚悟で江戸へ向け出発したのである。

村役人たちは、「御公儀御作法」もわきまえない者たちが出府しても「御外聞」が悪くなるだけだからと引き留めたが、制止しきれなかったため、慌てて大津に知らせた。このまま無許可の領民たちを江戸へ向かわせては一大事と、家老の杉浦一学、郡奉行杉山小右衛門・同久保田丈左衛門、3筋の代官に加え大津までがあとを追った。それぞれ酒匂村と国府津村（ともに小田原市）で領民たちを引き留めることができたが、両所で引き留められた領民は、既に4,000～5,000人に達していた。

その場を納めるため藩の役人たちは、男1人につき5合、女には2合ずつの御救い米を支給することにすから、まずは10日まで待て、と説得した。それでも収まらず、声高に江戸出訴を騒ぎ立てるため、やむなく村役人に限り藩役人同道での江戸出府を許可し、それ以外の領民の出府を禁じた。^{まえばわ}前川村（小田原市）まで先行していた領民をも無理やり引き戻させた。

(4) 御救い米と砂掃き料の支給約束

翌9日、杉山・大津らと村役人たちが東海道を^{なんご たかさご}南湖・高砂（ともに神奈川県茅ヶ崎市）辺りまで来たところ、ちょうど江戸より小田原へ戻る途中の広仲・伊藤らに出くわした。広仲・伊藤には、藩主名代の高槻勘助も同道していた。すぐさま高砂にて、高槻ら藩役人たちは、村役人たちへの説得を始めた。

「飢え苦しむ被災民のことを心配している藩主が、藩財政が厳しい中、身を削って2万俵の御救い米準備を約束された。また、先日派遣した柳田九左衛門が自力での砂掃きを命じたが、あれは藩主の御意に背く内容であったので撤回する。柳田も担当からはずしたので、おとなしく小田原へ戻りなさい。」という内容であった。

104か村の名主・組頭たちは、その場で話し合いを始めた。2万俵の御救い米配給は大変ありがたいが、田畑砂掃き料の支給が約束されないのであれば、戻した領民たちも決して納得しな

いであろう。「御国の騒ぎ」にでもなったならば取り返しがつかない。このままでは戻れないと判断した村役人たちは、藩の役人たちを南湖の茶屋に置き去りにして、砂掃き料支給を嘆願するため、江戸へ向け再び歩き始めた。

慌てて杉山ら藩役人もそのあとを追った。村役人たちが藤沢宿までやって来た時、高槻らを追いかけるように江戸より派遣された江戸詰御用人加納郷助が藤沢に到着していた。加納がいうには、殿様が田畑砂掃き金として2万7,000両を都合できるよう努力するといっているのです、そのうちに砂掃き金の支給があるだろうから、江戸出府及び幕府へ訴願する必要はない、という内容であった。まずは自村へ戻って、村民にこの御意を伝え、しかる後、村別に必要な救済内容を地方役所へ届け出るようにと説諭され、村役人たちもひとまず納得した。

(5) 再度の江戸出訴

出府を取り止め、10日に小田原へ戻った各村役人たちは、そのままいったん自村へ戻り、村民たちを説得した後、高槻・加納宛での郷中嘆願書を作成・提出するため、再度小田原城下に合した。御救い米と砂掃き金を被災村に配分しても、それでもまだ復興なりがたい村が多い場合は、どうか幕府への直訴をお許しください、という内容の嘆願書を11日に差し出したところ、早速翌12日の夜、村役人たちが地方役所に呼び付けられた。

そこで聞いた加納の言葉に、村役人たちは耳を疑った。藤沢では、「殿様が砂掃き金は2万7,000両もあれば足りるであろうといった。」のを伝えただけで、それを「すぐさま2万7,000両の支給があると解釈したのは、その方たちの聞き間違いである。」というのである。当然、「約束が違う」、「偽り侍」と叫び立てる声で役所前は騒然となった。

村役人たちが色めき立ち、收拾のつかなくなるところ、郡奉行の久保田丈左衛門^{たけざえもん}が大声で制した。「どうしても江戸へ出訴したいというのであれば、皆どもの望みの通りにするがよい。」これまた聞き違いかと耳を疑ったが、訂正はなかった。被災地の実情を近くで一番よく知っている現場（小田原詰）の藩役人が、いつまでも口先だけのいい逃れではこの状況を打開できないと、腹をくくった瞬間である。加納も了承せざるを得なかった。

久保田丈左衛門と大津善左衛門・加納郷助らは決死の覚悟で、その夜のうちに小田原を出発した。村役人たちが旅支度を整え、一団となって小田原を発ったのは翌13日の朝である。先を急いだ村役人たちは、14日の昼、神奈川宿で久保田らに追いついた。村役人らを前にした久保田の隣には、江戸から駆けつけた御用人熊本助太夫^{すけだゆう}がいた。

まず、熊本が口を開いた。今回降灰の被害を被ったのは、小田原藩領だけではない。駿河国から相模国・武蔵国にかけ、およそ石高55万石に及ぶ広範囲に石・灰が降ったのである。幕府の御救いがあるとしても、殿様が幕府の老中職にあるからといって、小田原藩領だけに特別に施されることはあり得ない。続けて久保田が申し渡した。「私がひとまず先に江戸へ行き、殿様（大久保忠増）の御目にかかり事情を説明申し上げるので、あとからゆっくりやって参れ。」、そう念を押して、久保田らはすぐさま出立した。

このとき、100名以上からなる村役人たちの江戸出訴を伝え聞いた小田原藩の江戸中屋敷では、長屋の一部を取り片付け、彼らを泊めるべく敷物や鍋・釜の用意を始めていたという（「富士山焼出し砂石降り之事」『日本農書全集』第16巻）。

(6) 品川での約束

14日夜、村役人たちは久保田の言いつけを守り、江戸入りせず品川宿に泊まって待つことにした。ほどなく、久保田・大津・加納らが江戸から戻り、宿内の正徳寺に村役人たちを呼び寄せた。

加納が説明し出した。まず、領民の江戸出訴について殿様が大変立腹しており、一人残らず捕らえて牢屋に入れよとまでいっていると牽制した。しかし、領民ども伝来の田畑が砂地に埋まり、途方に暮れて、仕方なく江戸まで嘆願にやって来た点は「不憫千万」であるとして、御救い米2万俵のほかに飢人扶持米の支給をあわせて約束された。砂掃き金についても検討されているそうだ。殿様自ら、家宝の刀「正宗」を売り払い、控えの太刀で我慢しておられる。更に朝夕の食事も、おかず無しのご飯と汁のみで節制しておられる。もし砂掃き金が何万両かかろうとも用意できなければ、殿様が「皆どもに成り代わ」って幕府に御救いを願い出る所存でいることを伝えた。

村役人たちは、藩主の御慈悲に感じ入った。この度の砂降りはまさに天災であり、殿様を御恨み申し上げることはございませんと返答し、翌15日には、品川宿から自村へと引き返していった。いくら一番の被害地であるといっても、幕府老中の領民が江戸へ直訴に出向いてきたとなつては、示しが見つからない。村役人たちも、そのあたりの事情ははなから承知していたに違いない。

ところで、非常事態に際して国元だけでは対応策を決定できず、何ごとも江戸の藩主の指示を仰ぐスタイルは、実は一面で、極めて幕閣譜代藩的な領内統治システムを物語っている。殊に、4年前の元禄16（1703）年の大地震のときに、すぐさま藩主大久保忠増が自ら小田原に戻り、仮設の小屋で寝起きしながら小田原城・城下の復興について指揮したのと対照的に映る。しかし、元禄地震当時忠増は無役であったし、地震で崩壊した小田原城本丸は、「公儀（将軍）の城」として迅速な修復が求められていた。一方、宝永噴火時に老中職にあった忠増は、定府を義務づけられ、被災地の領主としての行動の前に、幕府老中としての行動・判断が求められた点を忘れてはならない。そのことを知っているからこそ、領民も小田原への訴願だけにとどまらず、藩役人と同様に江戸を目指すことになるのである。